



2026年6月23日

各位

会社名:東京エレクトロン株式会社  
代表者名:代表取締役社長 河合 利樹  
(コード番号: 8035 東証プライム市場)  
問合せ先:コーポレートガバナンス部長 真藤 誠  
(TEL 03-5561-7000)

## 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年6月23日開催の当社取締役会におきまして、下記のとおり、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

### I. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

中長期的な企業価値・業績向上との連動性を一層強化することを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）、コーポレートオフィサー、執行役員及び幹部社員、並びに、当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員に対して、無償にて、以下の新株予約権（中長期業績連動報酬及び非業績連動報酬としての株式報酬型ストックオプション）を発行するものであります。

回号	報酬の種類	期間
第25回	中長期業績連動報酬	第64期（2027年3月期）
第26回	非業績連動報酬	

### II. 新株予約権の発行要領

#### 1. 募集新株予約権の名称

第25回新株予約権及び第26回新株予約権（以下、「本新株予約権」と総称する。）

#### 2. 募集新株予約権の総数

回号	新株予約権の数（個）
第25回	2,066
第26回	662

### 3. 募集新株予約権の内容

- (1) 新株予約権割当の対象者、その人数及び割り当てる新株予約権の数、並びに新株予約権の目的となる株式の種類及び数

①当社取締役（社外取締役を除く。）

回号	人数（名）	割当個数（個）	株式の種類	株式数（株）
第25回	4	1,141	当社普通株式	114,100
第26回	4	184	当社普通株式	18,400

※新株予約権1個当たりの目的となる株式数はいずれも100株とする。

②当社コーポレートオフィサー、執行役員及び幹部社員、並びに、当社子会社の取締役、執行役員及び幹部社員

回号	人数（名）	割当個数（個）	株式の種類	株式数（株）
第25回	110	925	当社普通株式	92,500
第26回	110	478	当社普通株式	47,800

※新株予約権1個当たりの目的となる株式数はいずれも100株とする。

ただし、上記①及び②の割り当てる人数及び割当個数は、割当契約の締結状況により減少することがある。この場合、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。また、株式数はいずれも減少後の新株予約権の数に100を乗じた数とする。

なお、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についておこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

無償とする。なお、職務執行に対するインセンティブとして付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

2029年7月17日から2046年6月29日までとする。

ただし、当社と個別の対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「新株予約権割当契約」という。）により、一定の場合に、権利行使期間中における新株予約権の行使を制限するほか、米国での納税者を対象とする新株予約権割当契約については、新株予約権を行使できる日を2029年7月17日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の行使条件

①第25回新株予約権は、次のとおり、業績評価に応じて、対象者が米国納税者でない場合は権利行使期間内において、対象者が米国納税者である場合には権利行使日において、それぞれ、新株予約権の全部または一部を行使できるものとする。

(ア) 業績評価期間

第64期（2027年3月期）から第66期（2029年3月期）の3カ年（3事業年度）

(イ) 権利行使可能となる新株予約権の数

職責の大きさ等に応じて設定された基準額に基づく付与数を100%とした場合、定量評価により0～150%の範囲で変動し、定性評価でさらに±10%の範囲で変動する（0～165%の範囲）。具体的な新株予約権の数は、当社が業績評価期間終了後に決定し、対象者に通知する。

(ウ) 定量評価

XSOX（配当込みフィラデルフィア半導体指数）の騰落率との比較による相対TSR（Total Shareholder Return：株主総利回り）、競合企業との連結営業利益率、連結営業利益成長率の比較に基づき評価する。

(エ) 定性評価

長期的な企業価値向上に向けた取り組みを評価する。

②新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

③対象者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、コーポレートオフィサーもしくは従業員等、または当社子会社もしくは当社関連会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位にあることを要する。

#### ④死亡の場合

上記③にかかわらず、対象者が死亡した場合は、その死亡日が割当日後最初に開催される定時株主総会の開催日から2029年7月16日の間のときには2029年7月17日より1年以内、その死亡日が2029年7月17日以降のときには対象者の死亡の日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、相続人は新株予約権を相続の上、権利行使をすることができる。ただし、その死亡日が割当日後最初に開催される定時株主総会の開催日の前日以前の場合でも、当社取締役会が別途認めたときは、相続人は新株予約権を相続の上、2029年7月17日より1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、第25回新株予約権については、その死亡日が業績評価期間終了となる2029年3月31日以前の場合は、相続人が権利行使できる新株予約権の数は、別途当社が定めるものとする。

なお、対象者が米国納税者の場合には、権利行使の可能な日が2029年7月17日のみであることを前提に、上記条件に準じるものとする。

#### ⑤退任（退職）の場合

上記③にかかわらず、対象者が当社の取締役、監査役、コーポレートオフィサーもしくは従業員等、または当社子会社もしくは当社関連会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を退任（または退職）した場合（対象者が同時にまたは連続して複数の地位にあるときには、すべての地位を退任（または退職）した場合。以下同じ。）には、以下の期間に限り、新株予約権の権利行使をすることができる。

退任（または退職）日が割当日後最初に開催される定時株主総会の開催日から2029年7月16日の間のときには2029年7月17日より1年以内、退任（または退職）日が2029年7月17日以降のときには当該退任（または退職）日より1年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限る。ただし、その退任（または退職）日が割当日後最初に開催される定時株主総会の開催日の前日以前の場合でも、当社取締役会が別途認めたときは、対象者は2029年7月17日より1年以内に限り、新株予約権の権利行使をすることができる。

なお、対象者が米国納税者の場合には、権利行使の可能な日が2029年7月17日のみであることを前提に、上記条件に準じるものとする。

#### ⑥対象者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当した場合、権利行使期間中であっても、以後、新株予約権を行使することはできないものとし、直ちに新株予約権は消滅する。

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

(イ) 当社取締役会において対象者が故意または重過失により当社または当社子会社もしくは当社関連会社に重大なる損害を与えたと認めた場合

(ウ) 当社または当社子会社もしくは当社関連会社の競業の会社の役員に就任または就職した場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）

(エ)対象者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(7) 新株予約権の取得

以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（当社株主総会の承認が不要な場合には当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することができる。再編対象会社の新株予約権を交付する場合には、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。ただし、③により定める新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数、再編対象会社の当該株式の一単元の株式の数等の事情により、同一の数以外の適切な数に調整することを妨げないものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

本新株予約権に係る再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、それぞれ本新株予約権に係る上記(1)に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(5)に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使条件及び取得

再編対象会社の本新株予約権についての行使条件及び取得は、それぞれ本新株予約権に係る上記(6)及び(7)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使請求受付場所

東京エレクトロン株式会社 当該業務担当部署

(11) 新株予約権の払込取扱金融機関

三井住友信託銀行株式会社 芝営業部

4. 募集新株予約権の割当日 2026年7月15日

以上